



小型特殊自動車は 軽自動車税種別割の課税対象です

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

フォークリフト、一般的にミニバックホウと呼ばれるもの、また農耕用作業車で車両の構造などの要件を満たして小型特殊自動車に該当するものは、公道を走行しなくても軽自動車税種別割の課税対象となります。対象となる車両を所有している人は、市役所で手続きをして車両へ標識を取り付けてください。

小型特殊自動車とは

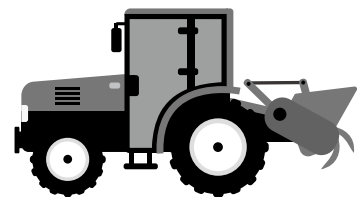
道路運送車両法施行規則別表第1に定められています。具体的には、次のものが該当します。

■ 農耕作業用のもの

〔農耕用作業車〕

トラクタ、コンバイン、田植機などで、次の要件を全て満たすもの

- 乗用装置があるもの
- 最高時速35キロ未満のもの



〔農耕作業用トレーラ（けん引式農作業機）〕

マニュアルプレッダーやロールベラーなどで、次の要件を全て満たすもの

- 小型特殊自動車に該当する農耕トラクターにけん引されるもの
- 公道を走行するための保安基準や連結装置、灯火器類などの構造要件を満たすもの

※農林水産省の「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」に具体的な要件が掲載されています。

■ その他のもの

フォークリフト、一般的にミニバックホウと呼ばれるもの、
タイヤローラなどで次の要件を全て満たすもの

- 長さ4.7メートル以下
- 幅1.7メートル以下
- 高さ2.8メートル以下
- 最高時速15キロ以下



標識交付の手続きに必要なもの

- 車両の形状や大きさ、メーカー名、車台番号（製造番号）の分かるもの（販売証明書、カタログなど）
- 譲り受けた場合は、譲渡証明書
- 農耕作業用トレーラの場合は、けん引する農耕トラクターの標識番号
- 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

軽自動車税種別割のよくある質問

- Q** トラクターをもう使わないので、税金がかからないように廃車の手続きをしたいのですが。
- A** 使わないという理由だけでは、廃車の手続きはできません。
原則、軽自動車税種別割は、車両を所有している間は課税されますので、原付バイクなど同様に「廃棄した」または「他の人に譲った」時に、廃車の手続き（標識返納）や名義変更を行ってください。

6月は、市県民税1期、介護保険料1期の納付月です。

- 「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- 納付で困っていることがあれば、収納課収納係（☎0824-73-1511）または各支所市民生活係にご相談ください。

納期限
6月30日(水)